

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合暴力団排除条例の一部を改正する
条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合暴力団排除条例（平成27年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「大阪市、八尾市、松原市の市域」を「組合構成団体の区域」に改
める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。